

2023年5月17日

## 生成 AI による報道コンテンツ利用をめぐる見解

一般社団法人日本新聞協会

「生成 AI」と呼ばれる人工知能（Artificial Intelligence）技術の急速な発展により、社会の様々な面で利便性の向上が期待されている。一方、他人の著作物等を AI が無断利用したり、AI を不適切な形で使ったりする“負の影響”も広がっている。AI 技術の進歩に法律や社会制度が追いついておらず、AI 開発会社の情報開示も限定的だ。民主主義を下支えする健全な言論空間を守る観点から課題が生じており、報道関連分野における懸念について当協会の意見を述べる。

### 1) 言論空間の混乱と社会の動揺

最先端の生成 AI は人間と会話しているかのような回答を生成できる。一方で、間違いや不正確な情報を含むことも多く、事実と異なる AI の回答を信じるユーザーが相次ぐ危険性がある。

AI が短時間で大量の記事を生成できることを悪用し、偽情報や有害情報、政治的な意図を持った世論誘導情報等をインターネット上の言論空間に大規模に拡散することも可能だ。また、報道各社の記事を複数組み合わせ、文言を少し変えるだけで新たな記事を量産できる。すでに「トレンドブログ」と呼ばれるような、筆者も内容も不確かな記事がネット上に大量に出回り、それが検索結果の上位を占めるような現象も起きている。無秩序な開発が進めば、こうした行為を AI が助長する懸念がある。

このような「言論空間の混乱」が進めば社会の動揺を招く。民主主義を守る意味でも看過できない。

### 2) 個人情報保護上の懸念

生成 AI の学習にはインターネット上の膨大な情報が利用され、個人情報保護法が規定する「要配慮個人情報」も含まれる可能性が高い。要配慮個人情報は本人同意がなければ取得自体が原則として禁止されているが、AI はその情報を含めた回答を行う恐れがある。

AI を開発・提供する企業が、情報の取り扱いに不可欠な倫理や責任を十分に考慮せず、インターネット上にある情報を無断・無秩序に利用するサービスを提供することで、個人情報保護法制が骨抜きになることを当協会は強く懸念する。

イタリア政府は3月末、個人データの収集・利用が個人情報保護法に違反する疑いがあるとして、米 OpenAI 社の ChatGPT の使用を一時禁止した。

現行の日本の個人情報保護法は、要配慮個人情報を AI が回答した場合の適用について十分に整理されていない。

### 3) 現行著作権法や法改正に至る過程の問題点

諸外国でも、AIによる報道コンテンツの無断・無秩序な利用について懸念が増しており、欧米ではAI開発者側に対する複数の訴訟に発展している。米国の著作権当局は3月、生成AIにどのような法的規律を働かせていくか、検討する方針を示した。全米の新聞社や雑誌社等約2千社が加盟する業界団体『ニュース／メディア連合（NMA）』は4月、「生成AIの開発者や事業者は、（報道機関など）パブリッシャーの著作物を許可なく使用すべきではない。パブリッシャーは、こうした開発者が著作物を使用する際、公正な補償を交渉する権利を持つべきだ」「許可や特定のライセンスがない場合、生成AIシステムはパブリッシャーのコンテンツを単に利用するだけでなく、盗んでいることになる」との声明を出している。

専門家によると、欧州連合（EU）の著作権指令には日本と同様に著作権者の権利を制限する規定があるが、権利者が商用利用を拒否（オプトアウト）できる。英国では、権利制限は研究目的に限り、営利目的は認めていない。これらの事例と比べても、日本の著作権法はAIによる機械学習等について極めて間口が広い。

日本では、2018年の著作権法改正によりAI等の開発過程で既存の著作物を無許諾で収集・利用することが原則として合法になった（法第30条の4）。欧州のように商用利用の制限やオプトアウトが設けられなかったのは、法改正時に、技術開発のための利用は著作物を人が知覚を通じて享受するものではなく、したがって権利者の対価回収の機会を損なう利用には当たらないと整理されたからだ。権利者の利益を害さない以上、オプトアウトなど権利者保護は不要とみなされた。

しかし、当時、生成AIのような高度なAIの負の影響が十分に想定されていたわけではない。立法過程で強調されたのは、日本発のイノベーションを促すための法改正、具体的には日本版検索エンジンの開発だった。AIへの言及は限定的で、AIが新たな表現物を生成して権利者を脅かす恐れのあることが政府から示されたことはなかった。権利者側も技術開発のための著作物利用が問題になるとは思わず、このため国会で大きな議論とならないまま、AI開発を優遇する法改正が実現した。

### 4) 報道機関の著作物等をめぐる課題

新聞社や通信社等の報道機関の記事・写真・画像等のコンテンツの多くは、報道各社が著作権等の法的権利を有する。こうした報道コンテンツが無断・無秩序にAIに利用される懸念が高まっている。

新聞社は長年、過去の新聞紙面や記事を収蔵したデータベースを有償で提供し、近年ではAI開発向けにも記事データを販売している。報道機関の電子版ニュースサイトに並ぶ記事や写真、画像等をAIが無断で大量に取り込み、第三者に商用AIサービスを展開するなどすれば、既存のデータベース販売市場と衝突し、「著作権者の利益を不当に害する」可能性もある（法第30条の4のただし書きに該当）。また、特定の記事の全体あるいは一部分が、事実の伝達にとどまり、著作権を構成しにくいとしても、新聞社が労力とコストをかけていることから法的保護に値するコンテンツも多い。事実部分だけに着目してAIが

収集・利用すれば必ず違法性を免れるというものではない。

一方、開発された AI をユーザーが操作し、特定のキーワードや指示を入力することで、新しい記事や画像を生成する場合、出力されたコンテンツが元の記事や画像に依拠し、類似性が高い場合は著作権法違反となる。

## 5) 不透明な運用実態、権利者への不十分な情報開示

AI による報道コンテンツの利用実態はブラックボックスで分からない。一般ユーザーがオンライン上で操作し、記事や画像を生成できる AI サービスは世界で無数にあり、それぞれが報道コンテンツをどう収集・利用し、ユーザーがどう使っているのか、正確に知ることは困難だ。不適切な利用が分かっても、該当部分のデータを AI からどう取り除くのか、手続きやルールは定まっていない。AI 開発者側に、どの報道機関のコンテンツを学習データ等に利用しているのか、情報開示や告知の義務を負わせ、一部を透明化する規律が必要だ。

AI による大規模な機械学習や、開発された AI を利用する行為は、インターネット上でなされる事例が増えている。国境を越えた情報のやりとりがなされるため、それぞれの国で法整備を進めると同時に、各国の法制度の調和（ハーモナイズ）をはかることも課題と言える。

以上に示したような、AI による報道コンテンツの無断・無秩序な利用が既成事実化すれば、報道機関の経営に大きな打撃を与え、良質なニュースコンテンツを提供し続けることが困難になる可能性がある。民主主義を下支えする良質なニュースコンテンツが減れば国民の「知る権利」を阻害しかねない。

こうした生成 AI の問題は報道業界に限らず、文学作品や漫画、アニメ、映像、音楽等、著作物を生み出す様々なクリエイター業界にとっても共通かつ喫緊の課題と言える。

政府は著作権法や個人情報保護法を含めた法制度全体の観点から、生成 AI が社会と調和するものとなるよう、制度的対応を急ぐべきである。

4月3日の参議院決算委員会では、AI の負の側面として著作権法上の問題が指摘され、岸田文雄首相は「まだ整理していない課題があるという指摘は承知している」と述べた。G7 デジタル・技術大臣会合（群馬県高崎市）は4月30日、AI について偽情報への対処、知的財産権や個人データの保護などの論点を挙げ、「技術が発展する中で、安全性や信頼性を促進し続ける必要がある」とする閣僚宣言を採択した。5月19日から広島市で開かれる G7 首脳会議でも「責任ある AI」の実現に向けて、十分な議論がなされることを期待する。

生成 AI による権利侵害や適法性をめぐり訴訟に発展したとしても、日本や欧米で司法判断が積み重なるには長い年月を要する。権利者の権利の実効性を確保するためにも、AI による報道コンテンツの無断・無秩序な利用が既成事実化される前に、政府等により適切な対応が検討されることを強く望む。

以上